

営農型発電設備の実務用Q&A

(営農型発電設備の設置者向け)

※ このQ&Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q&Aを充実していきます。

令和3年7月（改訂版）

農林水産省

営農型発電設備の実務用Q & A（設置者向け） 目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「通知〇〇の××関係」とは、その問に関連する「平成30年通知の記の〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 総論

1 趣旨・定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

問2 営農型発電設備はどのような設備か。（通知1の（1）関係）

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

問5 農地転用許可権者は誰になるのか。（通知2の（2）関係）

問6 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（通知2の（2）のイ関係）

2 一時転用許可の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

問7 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）

問8 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）

問9 下部の農地で営農する担い手とは、どのような経営体なのか。

問10 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）

問11 荒廃農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に荒廃農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）

問12 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を受けるときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問13 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問14 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで荒廃農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

3 一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

問15 一時転用許可の期間が満了した場合、再度一時転用許可を受けることは可能なのか。(通知5関係)

問16 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

問17 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

問18 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(通知5関係)

問19 既に3年以内の期間の一時転用許可を受けている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を受けることは可能なのか。

問20 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

4 一時転用許可の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

問21 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(通知1関係)

問22 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

問23 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

問24 F I T法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(通知1関係)

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

問25 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(通知1関係)

5 農振法に基づく開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

問26 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

問27 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

6 下部の農地での営農の適切な継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

問28 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

問29 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(通知6の(2)関係)

問30 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(通知4関係)

7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

問31 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

問32 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

問33 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

問34 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

Ⅱ 各論

1 一時転用許可申請書 21

問35 農地に営農型発電設備を設置しようとする場合には、どこに相談すればよいのか。

問36 一時転用許可申請書に記載された事業期間と支柱部分に係る賃貸借等の契約期間は同じ期間とする必要があるのか。

問37 平成25年通知が平成27年12月25日に改正され、営農型発電設備の支柱の高さの基準として、最低地上高2メートル以上を確保していることと定められたが、この改正以前に支柱の高さが2メートル未満の営農型発電設備を設置していた場合に、同じ内容で再度一時転用許可を受けることは可能なのか。(通知2の(2)のエ関係)

問38 都道府県知事から一時転用許可を受けたが、その後、指定市町村に指定された場合、許可条件に付された各種報告等はどうなるのか。

2 添付書類 22

問39 一時転用許可申請書に添付する「営農型発電設備の設計図」はどのような内容が盛り込まれた設計図が必要となるのか。(通知2の(1)のア関係)

問40 一時転用許可申請書に添付する「下部の農地における営農計画書」は、どのような内容を記載すればよいのか。(通知2の(1)のイ関係)

問41 下部の農地で営農を行う者が担い手であることを証する資料を添付する必要があるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問42 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問43 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問44 10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地を再生利用する場合」の荒廃農地に該当するかどうかは、事業者が判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問45 「農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地」とはどのような農地か。(通知2の(2)のウ関係)

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 問46 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合の農地法上の取扱いはどうなるのか。(通知6の(3)関係)
- 問47 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合、どこに申請すればよいのか。(通知6の(3)関係)
- 問48 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(通知6の(3)関係)

4 営農状況等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 問49 一時転用許可の条件として、「下部の農地における農作物の生産に係る状況」を毎年報告することとなっているが、いつ報告すればよいのか。(通知3の(1)関係)
- 問50 「下部の農地における農作物の生産に係る状況」を毎年報告する際に、報告内容について、必要な知見を有する者の確認が必要となっているが、どのような観点で確認してもらうのか。(通知3の(1)関係)
- 問51 一時転用許可申請書に添付された営農計画書において、許可の日から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告期限までに農作物を作付けする計画ではなかった場合には、どのような内容を報告するのか。(通知3の(1)関係)
- 問52 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を栽培する場合に、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのような内容を報告するのか。(通知3の(1)関係)
- 問53 営農型発電設備の下部の農地で牧草を栽培し家畜を放牧している場合には、どのような内容を報告すればよいのか。(通知3の(1)関係)
- 問54 同一農作物の地域の平均的なデータがない場合には、どうすればよいのか。(通知3の(1)関係)
- 問55 10年を見通した営農計画を作成していたが、計画期間の途中で農作物を変更した場合にはどうすればよいのか。(通知3の(1)関係)
- 問56 営農型発電設備を設置した土地が元々荒廃農地であった場合に、下部の農地の利用の程度については、どのように記載すればいいのか。(通知3の(1)関係)

【用語の意義】

本Q & Aで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用 語	意 義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
F I T法	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の1の(1)及び平成30年通知の記の1に規定する営農型発電設備と同じ）。

用 語	意 義
担い手	問9のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の1）。
営農の適切な継続	<p>下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（平成30年通知の記の2の(2)のウ）。</p> <p>① 営農が行われない場合（荒廃農地を再生利用する場合を除く）</p> <p>② 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合</p> <p>③ 荒廃農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する場合（問45参照）</p> <p>④ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合</p>

I 総論

1 趣旨・定義

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成25年通知）を発出したものです。

問2 営農型発電設備はどのような設備か。（通知1の（1）関係）

営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいいます。

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成30年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年1回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

第203回臨時国会における総理所信表明演説（令和2年10月）においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、2割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです。

問5 農地転用許可権者は誰になるのか。(通知2の(2)関係)

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長(※)となります(4haを超える場合には、農地転用許可権者が許可に際して国に協議することが必要です)。

※ 「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

指定市町村は、令和3年2月26日現在で、62市町です(農村計画課調べ)。最新の指定市町村の指定状況は、農林水産省ホームページで確認いただけます。

URL http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/nouten/nouten_shitei.html

指定市町村制度のほか、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく特例条例により権限移譲された市町村もあります。特例条例により権限移譲された市町村は、令和3年4月1日現在で592市町村です(農村計画課調べ)。

問6 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。(通知2の(2)のイ関係)

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています(例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、ベタ基礎や杭基礎のものは含まれません)。

2 一時転用許可の期間

問7 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には10年以内となります。それ以外の場合については3年以内となります。

① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合

② 荒廃農地を再生利用する場合

③ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合

※ ①、②の場合は、農用地区域内の農地を含みます。

※ ③の場合は、農用地区域内の農地は含まれません。

問8 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間が3年以内となるケースは、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たした上で、問6の①～③に該当しない場合、すなわち、

① 下部の農地での営農を行う者が担い手以外の者である場合

② 荒廃農地を再生利用する場合でない場合

③ 農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地を利用する場合です。

問9 下部の農地で営農する担い手とは、どのような経営体なのか。

平成30年通知における「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営

→ 基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者

→ 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者。なお、基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含みます。

③ 認定新規就農者

→ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

→ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農

問10 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(通知2の(2)のA及び別表関係)

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可の取消しや一時転用期間が短縮されるものではありませんが、引き続き、下部の農地が担い手により耕作されることが望ましいものと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から5年間(認定期間中に変更した場合でも当初の認定から5年間)となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくことが望ましいものと考えます。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は5年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けて認定農業者となることを望ましいものと考えます。

問11 荒廃農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に荒廃農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(通知2の(2)のA及び別表関係)

申請時点で荒廃農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、荒廃農地を再生して営農を開始するとともに、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問12 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を受けるときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」(通知別紙様式例第1号。以下「営農計画書」といいます。)等で証明する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は10年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類により証明する必要があります。

問13 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場に限りません。

問14 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで荒廃農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②荒廃農地を再生利用する筆、③第2種農地又は第3種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて10年以内の一時転用許可を受けることは可能です。

3 一時転用許可の再許可

問15 一時転用許可の期間が満了した場合、再度一時転用許可を受けることは可能なのか。(通知5関係)

一時転用許可については、

- ① 営農の適切な継続が確保されていること
 - ② 荒廃農地を再生利用する場合以外の場合は、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと
 - ③ 荒廃農地を再生利用する場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当していないこと
 - ④ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと
- の全てを満たす場合は、再度一時転用許可を受けることが可能です。

問16 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。
(通知5関係)

できます。

ただし、10年以内の一時転用許可期間となる要件のうち「荒廃農地を再生利用する場合」に該当するかについては、次の問を御参照ください。

問17 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

できます。

なお、営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地であったことについて、農地転用許可権者が農業委員会の利用状況調査等の結果により確認する必要があります。

問18 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(通知5関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を受けることが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を受けることができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を受けておく必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談ください。なお、具体的にいつ頃までに相談すべきかについては、農業委員会ごとに異なりますので、地元の農業委員会にお尋ねください。

問19 既に3年以内の期間の一時転用許可を受けている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を受けることは可能なのか。

できます。

ただし、FIT事業の認定期間は20年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問20 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

4 一時転用許可の対象範囲

問21 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(通知1関係)

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備も対象になります。

なお、平成28年4月に「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が施行されたことに伴い、「農地法施行規則」(昭和27年農林省令第79号)を改正し、電気事業者が行う風力、バイオマス等の発電設備については、第1種農地についても転用許可が可能となりました。

問22 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

営農型発電設備の周辺機器(パワーコンディショナーや電柱等)も対象になります。

問23 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等（以下「フェンス等」といいます。）については、簡易な構造で容易に撤去できるもの（問6を参照）であれば対象となります。

問24 FIT法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(通知1関係)

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」第2章第2節の4において、「出力10kW以上50kW未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局（下記地方経済産業局の連絡先等を参照）のFIT法担当部局と相談をお願いします。

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	北海道	011-709-2311
東北経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局（資源エネルギー環境部新エネルギー対策課）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局（経済産業部エネルギー対策課）	沖縄県	098-866-1759

問25 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(通知1関係)

できます。

5 農振法に基づく開発許可

問26 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があり、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第15条の2第1項第3号に該当）。

問27 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

6 下部の農地での営農の適切な継続

問28 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

- ① 耕作者がこれまで一度も栽培したことがない農作物の栽培を計画している場合
- ② 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合

等は、農地転用許可権者が、当該農作物の栽培に知見を有する者による営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断することが望ましいと考えます。

問29 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(通知6の(2)関係)

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で許可の可否が判断されます。

問30 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(通知4関係)

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断されます。

7 その他

問31 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

平成26年5月1日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第1種農地（再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。）に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問32 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）上においては、営農型発電設備は、

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
 - ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること
- に該当するものは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないこととされています（「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成26年1月28日付け国住指第3762号国土交通省住宅局建築指導課長通知））。

問33 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者（※）が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要となっています（「開発許可制度運用指針」（平成26年8月1日国都計第67号）I-1-2（5）参照）。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長）となっています。

問34 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります（電気事業法第39条、第56条、「電気工事士法」（昭和35年法律第139号）第5条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号））。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者（第1種電気工事士等）により行われなければならないこととされています（電気工事士法第3条、第5条）。

また、電圧600V超又は出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります（電気事業法第42条、第43条等）。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

（なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。）

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部 東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一 部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一 部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、 兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一 部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部 四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知 県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

Ⅱ 各論

1 一時転用許可申請書

問35 農地に営農型発電設備を設置しようとする場合には、どこに相談すればよいのか。

まずは、営農型発電設備を設置しようとする農地がある市町村の農業委員会に相談をお願いします。

問36 一時転用許可申請書に記載された事業期間と支柱部分に係る賃貸借等の契約期間は同じ期間とする必要があるのか。

営農型発電設備の支柱を設置する農地に係る賃貸借等の契約期間は、一時転用許可申請書における事業期間と同じである必要があります。

なお、再生可能エネルギーの固定価格買取期間は、再生可能エネルギー発電設備に対して保証されているものであり、設置場所の利用期間とは関係ありません（経済産業省資源エネルギー庁に確認済み）。

問37 平成25年通知が平成27年12月25日に改正され、営農型発電設備の支柱の高さの基準として、最低地上高2メートル以上を確保していることと定められたが、この改正以前に支柱の高さが2メートル未満の営農型発電設備を設置していた場合に、同じ内容で再度一時転用許可を受けることは可能なのか。（通知2の(2)の工関係）

平成27年12月25日付けの平成25年通知の改正前に支柱の高さが2メートル未満で一時転用許可を受けていたものについては、その転用期間中、その下部で効率的な農業機械等を利用し、営農の適切な継続が確保されており、かつ、今後とも営農の適切な継続が確保されることが確実と認められる場合には、支柱の高さを変更せずに再度一時転用許可を受けることが可能です。

問38 都道府県知事から一時転用許可を受けたが、その後、指定市町村に指定された場合、許可条件に付された各種報告等はどうなるのか。

都道府県知事から一時転用許可を受けた後に、営農型発電設備を設置している市町村が指定市町村の指定を受けたときは、指定を受けた日以降、農作物の生産状況に係る報告等農地転用許可に付した条件に基づく報告は、指定市町村の長にしてください。また、再度一時転用許可を受ける場合には、当該指定市町村の長が許可をすることとなります。

2 添付書類

問39 一時転用許可申請書に添付する「営農型発電設備の設計図」はどのような内容が盛り込まれた設計図が必要となるのか。(通知2の(1)のA関係)

「営農型発電設備の設計図」には、

- ① パネルの枚数や大きさ
- ② 支柱の構造、高さ、間隔、本数
- ③ パネルの間隔

などが記載されていることが必要です。

問40 一時転用許可申請書に添付する「下部の農地における営農計画書」は、どのような内容を記載すればよいのか。(通知2の(1)のイ関係)

営農計画書(別紙様式例第1号)には、

- ① 営農型発電設備の下部の農地面積
- ② 下部の農地における営農者の属性
- ③ 作付予定農作物・作付面積、営農に必要な農作業の期間、利用する農業機械
- ④ 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

などが記載されていることが必要です。

また、下部の農地における営農への影響の見込みには、

- ① 作付予定農作物に係る生育に適した条件及び設計上生育に支障が生じない理由
- ② 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されている理由
- ③ 下部の農地における単収見込み

などが記載されていることが必要です。

問41 下部の農地で営農を行う者が担い手であることを証する資料を添付する必要があるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

担い手の区分に応じて、次の書類が必要となります。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営
→ 直近の青色申告の写し等、農業所得が分かる書類
- ② 認定農業者又は認定新規就農者
→ 市町村の認定書の写し
- ③ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農
→ ①畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の加入実績が確認できる書類(経営所得安定対策等交付金申請者登録通知書)、②集落営農の規約及び経理書類、法人化計画書(規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可)等

問42 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告の写し等を一時転用許可申請書に添付してください。

問43 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績が確認できる書類(経営所得安定対策等交付金申請者登録通知書)又は②当該組織の規約及び経理書類、法人化計画書等(規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可)を一時転用許可申請書に添付してください。

問44 10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地を再生利用する場合」の荒廃農地に該当するかどうかは、事業者が判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地」とは、「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。)の第3の1の(3)のア(農地法第32条第1項第1号の遊休農地)又はウ(再生利用が困難な荒廃農地)と判定された遊休農地等のことです。

この荒廃農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する現地調査において、あらかじめ判断されていますので、農業委員会にお問い合わせください。

問45 「農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地」とはどのような農地か。(通知2の(2)のウ関係)

農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地とは、次の農地が該当します。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第32条第1項第2号）

当該規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第3の1の(3)に下記のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第3の1の(3)抜粋】

ア 法第32条第1項第1号の遊休農地

- (ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去1年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
- (イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。
- (ウ) (略)

イ 法第32条第1項第2号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問46 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合の農地法上の取扱いはどうなるのか。(通知6の(3)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中を利用するため、区分地上権等を設定する場合には、農地に使用及び収益を目的とする権利を設定することとなりますので、農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。

問47 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合、どこに申請すればよいのか。(通知6の(3)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合には、農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますので、当事者が連署した申請書によって農業委員会に申請を行ってください。

問48 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(通知6の(3)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、営農型発電設備を支える支柱の一時転用許可の期間と同じ期間とする必要があります。

4 営農状況等の報告

問49 一時転用許可の条件として、「下部の農地における農作物の生産に係る状況」を毎年報告することとなっているが、いつ報告すればよいのか。(通知3の(1)関係)

「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」(別紙様式例第4号)については、農作物によって収穫時期が異なることから一律に2月末としていますが、既に収穫が終わり、分析まで終わっている場合には、その時点で報告をしても差し支えありません。

問50 「下部の農地における農作物の生産に係る状況」を毎年報告する際に、報告内容について、必要な知見を有する者の確認が必要となっているが、どのような観点で確認してもらおうのか。(通知3の(1)関係)

営農型発電設備の設置者が「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告に際し、例えば、地域の平均的な単収のデータがない場合や生育状況等について、通常の栽培方法での単収や生育状況等と比較して、知見を有する者（地域農業改良普及センター、試験研究機関、JA等の職員をいいます。以下同じです。）に確認し、報告書に知見を有する者からの意見書として添付してください。

問51 一時転用許可申請書に添付された営農計画書において、許可の日から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告期限までに農作物を作付けする計画ではなかった場合には、どのような内容を報告するのか。(通知3の(1)関係)

営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2月末）までの間は、作付けを行う計画となっていない場合であっても、農作物の生産状況に係る報告を行う必要がありますが、この場合、来年以降の農作物の作付けの予定を記載してください。

問52 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を栽培する場合に、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのような内容を報告するのか。(通知3の(1)関係)

果樹等を栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合がありますが、当該設備の下部の農地において、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が適切になされ、通常どおりの生育段階に至っていることを、知見を有する者に確認し、報告書に知見を有する者からの意見書として添付してください。

問53 営農型発電設備の下部の農地で牧草を栽培し家畜を放牧している場合には、どのような内容を報告すればよいのか。(通知3の(1)関係)

牧草畑で家畜を放牧している場合であっても、冬期の飼料確保等のためロールペーラー等により収穫を行うことが一般的ですので、当該収穫量を報告してください。

なお、家畜により栽培する牧草の一部が食されるなどにより、収穫量が把握できない場合については、営農型発電設備の設置者は、毎年の報告の際に、適切に栽培管理を行っていることが分かるよう、写真等を添付して報告する必要があります。

問54 同一農作物の地域の平均的なデータがない場合には、どうすればよいのか。(通知3の(1)関係)

地域において同じ農作物が栽培されていない場合には、①周辺の地域のJA等、②市町村、③都道府県、④国（農林水産省）等が作成している同じ農作物のデータのうち、できるだけ近隣のものを基に参考データを記載していただき、当該データと下部の農地の単収を比較し、知見を有する者による確認を受けた上で提出してください。

問55 10年を見通した営農計画を作成していたが、計画期間の途中で農作物を変更した場合にはどうすればよいのか。(通知3の(1)関係)

農作物を変更する場合には、営農計画書を新たに作成し、農業委員会に提出して確認を受けてください。

農作物を変更する場合は、営農型発電設備は下部の農地における営農を適切に継続するものであることから、農業収入が減少するような農作物への変更は望ましくありません。

なお、一時転用許可申請を行う際に、ブロックローテーション等により、あらかじめ農作物を変更することが見込まれる場合には、その旨を営農計画書に記載した上で、一時転用許可を受けるようにしてください。

問56 営農型発電設備を設置した土地が元々荒廃農地であった場合に、下部の農地の利用の程度については、どのように記載すればいいのか。(通知3の(1)関係)

荒廃農地を再生利用する場合の下部の農地の確認については、周辺の地域において通常行われる同様の作物の栽培方法と比較して、

- ① 農地内で作物がまばらに又は偏って栽培されていないかどうか、
- ② 栽培に必要な管理が適切に行われており、雑草が繁茂したりしていないかなど農地の利用状況を確認することとしています。

このため、毎年の生産に係る状況の報告においては、許可申請時の営農計画書の内容を踏まえて、

- ① 植付株数や植付の間隔（畝と畝の間隔や株間などの状況）などの作物の作付状況に関する情報、
- ② 施肥や灌水等の栽培管理の状況や除草などの土地の管理の実施状況（実施内容、時期、頻度など）

について、できるだけ具体的に記載してください。